答 申 第 131 号 平成15年5月14日

千葉県教育委員会 委員長 吉 岡 敏 夫 様

> 千葉県情報公開審査会 委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について (答申)

平成14年12月19日付け教総第409号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成10年10月1日付けで異議申立人から提起された、平成10年8月25日付け教総第16号の339~347、349で行った公文書不存在等通知に係る異議申立てに対する決定について

## 答 申

## 1 審査会の結論

千葉県教育委員会の決定は、妥当である。

#### 2 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)が 平成10年8月25日付け教総第16号の339で行った「昭和63年から 平成9年までの、各年とも8月に開催された千葉県教育委員会会議の定例会 及び臨時会の議事日程と会議録」(平成9年8月の定例会に係るものを除く。) の公文書不存在等通知の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

実施機関は、請求に係る公文書が不存在と主張するが、異議申立人は合理的かつ客観的な根拠に基づいて本件請求を行っているのであり、本件請求に係る公文書が存在しないとする主張は、そのまま受け入れることができない。例えば平成10年5月、高校教育課は県民からの公開請求に加えて、請求者から請求内容の説明を受け、当該公文書が存在することを確認しながら、請求内容を故意に歪めて解釈し、公文書が「不存在」であるとの決定を行い、異議を申立てられている事実がある。

## 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

### (1) 千葉県教育委員会会議について

ア 千葉県教育委員会会議規則(以下「会議規則」という。)第3条第1項の 規定により、千葉県教育委員会の会議は定例会及び臨時会とし、定例会は、 同条第2項の規定により、毎月第3水曜日に開くと定められている。 イ また、臨時会は、同条第4項の規定により、委員長が必要と認めたとき 又は委員2人以上から会議に付議する案件を示して会議の招集の請求があ ったときに開催するとされている。

## (2) 議事日程について

会議規則第8条の規定により、委員長は議事日程を作成し、あらかじめ委員に配布しなければならないと定められている。

#### (3) 会議録について

会議規則第31条第2項の規定により、会議録は会議終了後速やかに作成しなければならないと定められている。

## (4) 公文書不存在の理由について

昭和63年から平成9年までの、各年とも8月に係る会議については、あらかじめ付議する案件を調査したところ、平成9年8月の定例会を除き、該当案件がなかったため、開催されなかったものである。

従って議事日程及び会議録についても作成されていないため、本件請求に 係る公文書は不存在であることから、公文書不存在等通知を行ったものであ る。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

## (1) 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、会議規則に定める定例会及び臨時会の議事日程 及び会議録であって、議事日程は会議の開催前に、会議録は終了後に、必ず 作成しなければならないもので、長期保存とされている。

#### (2) 文書の不存在について

ア 実施機関は、公開請求のあった昭和63年から平成9年までの、各年の8月の定例会については、平成9年8月の定例会を除き、あらかじめ定例会に付議する案件を調査したところ議題がなかったため、また、各年の臨時会については招集の請求等がなかったため、開催せず、したがって議事日程、会議録とも作成しなかったと説明する。

イ そこで、千葉県教育委員会の会議録の綴りを確認したところ、定例会については、昭和63年から平成8年までの各年とも、臨時会については平成9年8月を含め、8月の会議録は存在しないことを確認した。

ウ したがって、定例会、臨時会とも開催しなかったため、議事日程及び会 議録は作成していないという実施機関の説明に不合理な点は認められな い。

#### (3) 結論

以上により、昭和63年から平成9年までの、各年とも8月の千葉県教育委員会会議の定例会及び臨時会は、平成9年8月の定例会を除いて開催されておらず、議事日程と会議録は作成しなかったため不存在とした実施機関の決定は妥当である。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

# 別紙

審査会の処理経過

年	月	目	処 理 内 容
1 4.	1 2.	1 9	諮問書の受理
15.	1.	2 4	実施機関の理由説明書の受理
15.	3.	2 5	審議
15.	4.	2 3	審議

# (参考)

# 千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職	業	等	備	考
岩 間 昭 道	千葉大学教持	受			
佐 野 善 房	弁護士				
福武公子	弁護士				
古幡浩	城西国際大学	学講師		部会:	Ę

(五十音順:平成15年 4月23日現在)